自治推進委員及び町内会・自治会の長の引継ぎに際しての確認事項

年度の切り替えに際し、自治推進委員を引き継がれる方は、以下の内容についてご確認ください。

１　自治推進委員の交代に伴う手続きについて

交代がある場合は、『「自治推進委員承諾書」及び「広報紙等配布者届」の提出について（依頼）』のとおりお手続きをお願いします。

【参考】現在の自治推進委員の方の任期

令和７年４月１日 ～ 令和９年３月３１日（２年）

新たに自治推進委員になられる方の任期

令和８年４月１日 ～ 令和９年３月３１日（１年）※前任者の任期引き継ぎ

２　町内会等の長と自治推進委員の兼務について

自治推進委員の皆様に担っていただく広報・広聴活動は、町内会等の活動と密接に関係しており、代表者が複数いることは、自治活動が複雑になることも懸念されます。

このことから、山形市では町内会等の長と自治推進委員の兼務をお願いしております。兼務していただくことで、行政からの情報提供の一元化と円滑な業務遂行が図られると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

３　退任の方への感謝状贈呈及び新任（再任）の方への委嘱状の交付について

（１）退任者

①　２年以上務められて退任される方：市長感謝状

②　６年以上務められて退任される方：市長感謝状、記念品

（２）新任者

新たに自治推進委員になられた方へ委嘱状を交付します。

４　「プレート」及び「き章」の引継ぎについて

自治推進委員の交代の際には、「プレート」及び「き章」を後任の方へ引き継いでくださるようお願いします。

＜プレート＞

＜き章＞

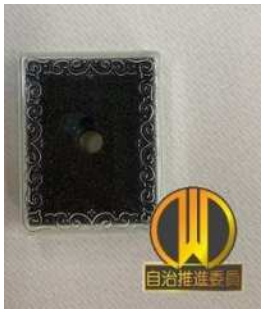

※　紛失等がありましたら、広報課地域振興係までご相談ください。

（裏面に続きます）

５　町内会・自治会の役員等への感謝状贈呈について

自治推進委員だけでなく、役員として町内会・自治会の発展に長年尽力され、その功績が顕著であった方には、市長感謝状をご用意します。推薦手続きのうえ、各町内会・自治会の総会などの場で贈呈をお願いします。

（１）　表彰対象者

町内会・自治会の会長、副会長、会計、庶務などの役員を通算５年以上勤めて退任される方で、地域振興に功績があったと認められる方。

（２）　候補者の推薦　及び　受け取り方法

町内会等の代表者名にて、「自治活動功労者の推薦について」を広報課へご提出ください。推薦書を受理してから感謝状を作成しますので、贈呈日の２週間前までを目安にお願いします。

準備ができましたらご連絡しますので、広報課まで受取りにお越しください。

（３）　提出書類について

同封の**「自治活動功労者の推薦について」**をご利用ください。

※市公式ホームページより様式をダウンロードしていただくことも可能です。

ホームページのトップで『自治推進委員』と検索

→　「自治推進委員について」　→　各種様式　に掲載

６　自治推進委員連絡網のＬＩＮＥを登録いただいている方へ

ＬＩＮＥを登録いただいている自治推進委員の方で、この度退任される方は、広報課にて登録削除をさせていただきます。新たに自治推進委員になられる方につきましては、改めて登録方法についてお知らせいたします。

７　令和８年度公衆街路灯電気料補助申請の準備について

町内会・自治会・商店街等で所有・維持管理している公衆街路灯について、電気料金に対する補助金を交付いたします。

（１）　補助対象

町内会・自治会等が維持管理している街路灯や防犯灯で、令和８年４月時点で設置されているもの。

（２）　補助金額

令和８年４月分の電気料金（公衆街路灯）を基に、１年分を算定した金額

（３）　申請について

５月中旬頃に申請書等を発送いたしますので、届き次第お手続きください。

※申請には、「電気料金請求内訳書（令和８年４月分）」の写し、「電気料金振替領収証（令和８年４月分）」の写しを添付いただきます。電力会社より郵送されましたら、補助金申請まで保管ください。

【担当】山形市総務部広報課 地域振興係
TEL：６４１－１２１２（内線）２３０・２３１
FAX：６４１－２５３５
e-mail:kouhou@city.yamagata-yamagata.lg.jp